

## 平成19年第4回海津市議会定例会

### ◎議事日程(第2号)

平成19年12月21日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第76号 平成19年度海津市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第77号 平成19年度海津市海津苑運営特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第78号 平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第79号 平成19年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第80号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第81号 平成19年度海津市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第82号 平成19年度海津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第83号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第84号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第85号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第86号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第87号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第88号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第89号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 認定第5号 平成18年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 平成18年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第20 認定第9号 平成18年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第21 認定第10号 平成18年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第22 認定第11号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計

決算の認定について

- 日程第23 認定第12号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について  
日程第24 認定第13号 平成18年度海津市老人保健特別会計決算の認定について  
日程第25 認定第14号 平成18年度海津市介護保険特別会計決算の認定について  
日程第26 認定第15号 平成18年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について  
日程第27 認定第16号 平成18年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について  
日程第28 認定第17号 平成18年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について  
日程第29 請願第1号 「最低保障年金制度創設の意見書」を国に提出を求める請願について

て

追加日程第1 発議第6号 最低保障年金制度創設の意見書について

追加日程第2 発議第7号 原爆症認定制度に関する意見書について

---

◎出席議員（20名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 山田武君   | 2番  | 堀田みつ子君 |
| 3番  | 西脇幸雄君  | 4番  | 川瀬厚美君  |
| 5番  | 森昇君    | 6番  | 永田武秀君  |
| 7番  | 福井恭平君  | 8番  | 近藤輝明君  |
| 9番  | 山田勝君   | 10番 | 飯田洋君   |
| 11番 | 服部寿君   | 12番 | 伊藤善朗君  |
| 13番 | 浅井まゆみ君 | 14番 | 伊藤仁夫君  |
| 15番 | 松岡光義君  | 16番 | 水谷武博君  |
| 17番 | 星野勇生君  | 18番 | 藤田敏彦君  |
| 19番 | 渡辺光明君  | 20番 | 赤尾俊春君  |

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長 松永清彦君 副市長 水谷敏行君

|             |           |                  |           |
|-------------|-----------|------------------|-----------|
| 教 育 長       | 平 野 英 生 君 | 総 務 部 長          | 菱 田 正 保 君 |
| 総務部総務課長     | 大 橋 茂 一 君 | 総務部財政課長          | 福 田 政 春 君 |
| 企 画 部 長     | 横 井 五 月 君 | 企画部次長兼<br>秘書広報課長 | 森 賢 一 君   |
| 会 計 管 理 者   | 谷 芳 和 君   | 産 業 経 済 部 長      | 小 野 清 美 君 |
| 建 設 部 長     | 大 倉 明 男 君 | 水 道 環 境 部 長      | 舘 尋 正 君   |
| 市 民 福 祉 部 長 | 佐 藤 博 章 君 | 消 防 長            | 田 中 俊 澄 君 |
| 教 育 委 員 会 長 | 森 島 英 雄 君 | 監 査 委 員 長        | 菱 田 義 春 君 |
| 議 事 務 局 長   |           | 監 事 務 局 長        |           |
| 農 業 委 員 会 長 | 加 藤 賢 治 君 |                  |           |
| 議 事 務 局 長   |           |                  |           |

◎本会議に職務のため出席した者

|               |         |               |         |
|---------------|---------|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長   | 伊 藤 久 義 | 議 会 事 務 局 課 長 | 神 田 勝 広 |
|               |         | 補 佐 兼 議 事 係 長 |         |
| 議 会 事 務 局 課 長 | 近 藤 和 子 |               |         |
| 補 佐 兼 庶 務 係 長 |         |               |         |

◎開議宣告

○議長（近藤輝明君） おはようございます。

定刻でございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（近藤輝明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において3番 西脇幸雄君、4番 川瀬厚美君を指名します。

---

◎議案第76号 平成19年度海津市一般会計補正予算（第3号）から議案第89号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまで

○議長（近藤輝明君） 次に日程第2、議案第76号から日程第15、議案第89号までの14議案を一括議題とします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

最初に、総務委員長 山田勝君。

〔総務委員長 山田勝君 登壇〕

○総務委員長（山田 勝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより委員長報告をさせていただきます。

海津市議会議長 近藤輝明様、総務委員会委員長 山田勝。

委員会審査報告書といたしまして、本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順に御報告させていただきます。

議案第76号 平成19年度海津市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第85号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第86号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

次に、審査の経過を少し申し上げたいと思います。

ただいま報告いたしました3案件は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

さらに一言つけ加えさせていただきますが、議案第85号の内容説明中、ラスパイレス指数

87.2は県下でブービーランクと言われ、さも本市は安い給料で職員が働いておると、このようなニュアンスの説明がございました中から、委員から、安ければよいとは言えないと、出すものは出して努力するような考えが必要ではと発言がありました。

そのような一部中身を御説明させていただきまして、御報告とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤輝明君） 続きまして、文教福祉委員長 森昇君。

〔文教福祉委員長 森昇君 登壇〕

○文教福祉委員長（森 昇君） 皆さん、おはようございます。

文教福祉委員会に付託された案件につきまして報告をさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告をいたします。

記、議案番号、件名、結果の順で申し上げます。

議案第76号 平成19年度海津市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第77号 平成19年度海津市海津苑運営特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第79号 平成19年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第80号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、可決すべきもの。議案第81号 平成19年度海津市老人保健特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第82号 平成19年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第83号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第84号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第87号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第88号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

それでは、審査の経過を申し上げます。

議案第76号 平成19年度海津市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する事項についてと議案第88号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についての2案件につきましては、反対する意見があり、審査、採決の結果、2案件とも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、その他8案件につきましては、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告申し上げます。以上でございます。

○議長（近藤輝明君） 続きまして、産業建設委員長 川瀬厚美君。

〔産業建設委員長 川瀬厚美君 登壇〕

○産業建設委員長（川瀬厚美君） おはようございます。

ただいまより産業建設委員会の報告をさせていただきます。

海津市議会議長 近藤輝明様、産業建設委員会委員長 川瀬厚美。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告をいたします。

議案第78号 平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第89号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

それでは、産業建設委員会の審査内容を報告させていただきます。

審査の結果を申し上げます。

付託案件の議案第89号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、修正案が会議規則第93条の規定により委員から提出されました。修正案の内容につきましては、南濃上水道は、条例改正後の料金に達するまで、各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.07のべき乗を乗じた額とする経過措置を附則に加えるもので、その理由として、本条例の改正で水道料金が増額となる南濃区域内においては段階的な緩和措置を設け、調整を図ることが必要であり、本条例を修正すべきとの理由でありました。この修正案につきまして、審査、そして採決しました結果、賛成少数で否決され、議案第89号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、そのほか1案件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことを、ここにあわせて御報告申し上げます。以上でございます。

○議長（近藤輝明君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務委員会付託案件の質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） それではお願いします。

総務委員会の議案第86号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての内容を教えていただきたいと思ひましてお尋ねします。

まずこの条例でございますけれども、納税に関する問題が一つあると思ひます。納税というのは払う方がみずから払うということが基本であると考えておりますけれども、今回のこの条例は、直接年金からその税の分を引き落とされてしまう。そして、手元にはその残りが

入ってくるというふうはこの条例ではなっておりますけれども、その特別徴収と普通徴収、選択をする余地というものがない。その年金額が一定程度以上あれば、税金がそのまま引かれてしまうというふうになっていると思います。その中に選択する余地を残す条例を組み込めなかったのかというふうなことを私は思っておりますけれども、そういった議論はなされていないというように思いますが、それ以外にはどのような議論がされましたでしょうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君。

○総務委員長（山田 勝君） 大変難しい御質問をいただきましたが、私も定かではございませんし、今言われた後段の質問に対しても、今、メモ書きを見ておるんですけれども、そういった質問がされたようなこともちょっと記憶にございません。私、申しわけないんですけど、特別徴収の特例とかといったことについてはないという説明はされました。さらに、年金18万以上の受給者が特別徴収の扱いになるということを知っておりますし、それから何かいい方法はないかということですが、私がかねてから再三申し上げておるんですけど、わずかな年金から強制的に差引かれていくということは、国のインチキにかかったような気がしてならんということを申し上げてきたんですけど、何せ国からの達しということで準じなきゃならないことかなあと、そんなことを感じておりますが、これで堀田議員、答えになるでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 委員長、ありがとうございます。

国からの、どうしてもそちらの方が優先されているというふうなことがわかっただけでも、私としてはこの条例改正には納得できませんけれども、どうしても本当に大変なとき、例えばお金がそのときには要るんだからということで、その引かれていない年金額を予定していたというようなこともあると思うんですけど、そういうことが考慮に入れられていない条例であったということが委員長からの報告でわかりました。ありがとうございます。

○議長（近藤輝明君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） それでは、お願いいたします。

議案第89号の海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてお尋ねしたいと思えます。

先ほど委員長の報告では修正案が出たと、その修正案の内容を報告していただきましたけれども、それに対する質疑、そしてどのような状況で結局は反対というふうになったのか。初日の議場で星野議員からは、合併した場合の特例として緩和措置を考えてもいいのではないかとというような発言もございましたけれども、そういうようなことに対して一顧だにされなかったのか、その点もあわせてお願いいたします。

○議長（近藤輝明君） 産業建設委員長 川瀬厚美君。

○産業建設委員長（川瀬厚美君） ただいまの質問に対してお答えをいたします。

料金につきましては、修正案につきまして否決された理由は、合併してから3年間の猶予が持たれたと。また、今後、まだ南濃町が現在の105円から147円になるまで5年、6年かかるということであれば南濃町だけに利益があるのであって、海津、平田と公平ではないという理由で修正案は否決されたのであります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） それで、その合併のときの特例としての緩和措置というふうなことに対しての意見はございましたでしょうか。そちらの方はなかったのでしょうか。

○議長（近藤輝明君） 産業建設委員長 川瀬厚美君。

○産業建設委員長（川瀬厚美君） そのような話し合いはされませんでした。以上でございます。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 三つ委員長にお尋ねをさせていただきます。

一つ目は、先ほど堀田議員からもありましたように、当初本会議の中で高料金対策の考え方について市長に委員会での御報告をお願いしてありますが、その市長の説明の内容等について御報告ください。

それから二つ目は、この条例の改正に伴う別表2での加入金は口径ごとに定めてあります。しかしながら、第1表では給水区域の特定がされておられません。これを含めて関係法令等についての審査はいかがなものであったか、お尋ねをいたします。

三つ目、本条例の根幹をなす料金の審査について、事前に示されてあります審議会資料、

実はこれなんです、これについての精査はいかがであったか。特に加入金の基本となる審査、いわゆるどうしてこんなに一気に高くしなきゃならんか、その根拠についてどんな審査があったかお知らせください。あわせて使用料の生活困窮者への対応についてのお尋ねがあったかどうか、その審査があったかどうか、あわせてよろしくをお願いします。

以上3点、よろしくをお願いします。

○議長（近藤輝明君） 産業建設委員長 川瀬厚美君。

○産業建設委員長（川瀬厚美君） お答えします。

1番の水道高料金対策についてを説明させていただきます。この水道高料金対策は、次の要件を満たし実施計画を策定すると、一般会計からの繰出金が地方公営企業上、繰出金と認められるものです。といいますのは、上水道事業は前年度の有収水量1立方メートル当たりの資本費及び給水原価が次の額以上の場合に繰り出しが認められます、資本費175円/立米以上、給水原価が280円以上。しかし、海津市は平成17年度の資本費は143.1円、給水原価が193.1円でございます、基準を下回っておるのでこれに該当しないということであります。

それから2番目の御質問については、そういう審査はされませんでした。

3番目の加入金については、水道事業が大変苦しいということでそのようになったと説明がありました。

それから生活困窮者に対してということは、そういう議論はされませんでした。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 1番目の市長さんの説明についてはわかりました、ありがとうございます。給水原価143.1円、わかりました。

それから、関係法令についても特になかったということで、なかった理由がわかりません。いわゆる3番目の本条例の根幹を示す料金を定める場合に審議会の資料は、あくまでも市長の諮問機関である審議会であります。その結果を市長は尊重されたわけではありますが、意思決定機関である議会がその料金の是非について対応しないというのは私としては意外であります。

そこで、改めてこの別表2の加入金のあり方について、委員長としての判断でよろしいが、意見がありましたら御報告いただくと非常にありがたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 産業建設委員長 川瀬厚美君。

○産業建設委員長（川瀬厚美君） 特にその数字において、私自身その根拠を持っておりません。ですから認めました。

それから、ちょっとつけ足しますけれども、先ほど147円の単価において本来170円いた

いてとんとんということがありまして、四つの案が示されたということであります。170円、160円、150円、140円ということでありまして、審議会で一番安い140円が認められて、それが提出されたのでありまして、それを委員会としても認めたということでありますので、単価についても御報告を申し上げます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 委員長、ありがとうございました。

1点だけつけ加えて御報告がありましたので申し上げます。高料金対策についての諸式を説明いただきました。しかしながら、審議会に出されたA案をもって上程されておりますが、それすらも将来5年間にわたっては一般会計の繰り出しをしなきゃならんということが現実に明白であります、これはいかなもんなかなあと。そういった審査が全くされていなかったというのは非常に残念です。

それから、原則論としては統一料金ということでありますので、使用料が上がることにについては私もやむなしと思いますが、条例を定める場合について、この条例の給水区域は、海津市の条例ですので海津市だろうと思いますが、この表だけ見たらどこの給水区域かわかりません。そういった表示が定めていないというのはいかなもんなかなあとということでございます。

とりあえず、委員長、ありがとうございました。議長、ありがとうございました。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

初めに、議案第76号 平成19年度海津市一般会計補正予算（第3号）について、これから討論を行います。

討論される方は壇上にてお願いします。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

2番 堀田みつ子君。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

○2番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、私は議案第76号の平成19年度海津市一般会計補正予算に反対の立場で討論を行いたいと思います。

今回の補正予算には、子供の医療費の無料化を引き上げる準備のための予算が入っております。そうした部分には何ら異議を申し上げるものではありません。私として問題にしたいのは、中学校統合に関する予算であります。私は、3月の予算議会の折にも申し上げましたが、南濃町の起伏のある地形などを考慮し、南濃町地内中学校はせめて2校は必要だと考え

ています。また、執行部から示されている平成26年度の中学校の規模も南濃中学校は200名ほどになるとありますが、学校として成り立たない生徒数ではないと考えております。そう考えますのは私一人ではないと思っております。

さきの9月議会以前より、南濃南部地域で区長、自治会長が中心となって署名活動が行われている、そのことが新聞で取り上げられておりました。一校統合が前提の請願にしたいというふうなことでございましたが、なかなか紹介議員もなく、請願として出てきておりません。

今回、この議会の前に、議長に要望書として出てまいりました。その署名に名前を書いたんですけども、それは南濃中学校を残してほしいという思いで署名をしたということを私は多く聞きました。そうしたことを考えますと、今回の条例、本当によかったのか、このままでいいのかということを考えます。そして、その条例とともにこの予算がつけられるんですけども、その中で、その条例には南濃中学校も最終的には統合するんだというふうになりながら、中学校の自転車の駐輪場、まずは仮にというふうな形でつくられていきます。そうした条例と予算の整合性はどうかとも思っております。

何よりも、議案第88号の海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の南濃中学校も26年には統合する、その一言をぜひとも削っていただきたいというふうに考えております。しかし、なかなか修正案というの一人では提出できませんので、こうして反対討論を行っております。その議案第88号に関連してこの補正予算案にも反対ということで、私は討論をさせていただきました。皆様も一考していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（近藤輝明君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

3番 西脇幸雄君。

〔3番 西脇幸雄君 登壇〕

○3番（西脇幸雄君） 私は、議案第76号 平成19年度海津市一般会計補正予算（第3号）について原案に賛成するものとして賛成討論を行います。

本補正予算につきましては、市にとってはいずれも重要な案件であり、各常任委員会において慎重審査されたと思います。反対討論でもありましたが、南濃町地区の養南中学校と城山中学校統合における補正予算も含め、いずれも厳しい財政状況の中、市民に寄与する重要な事務事業の予算と確信するものでございます。よって、議案第76号 平成19年度海津市一般会計補正予算（第3号）の原案に賛成するものでございます。

以上、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（近藤輝明君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） これで討論を終わります。

それでは、議案第76号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤輝明君） 起立多数です。よって、議案第76号 平成19年度海津市一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、お諮りします。議案第77号から議案第85号までの9議案につきまして、討論を省略して一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号から議案第85号までの9議案につきましては、討論を省略して一括採決します。

お諮りします。議案第77号から議案第85号までの9議案につきまして、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 平成19年度海津市海津苑運営特別会計補正予算（第2号）、議案第78号 平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第2号）、議案第79号 平成19年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）、議案第80号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第81号 平成19年度海津市老人保健特別会計補正予算（第1号）、議案第82号 平成19年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第83号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）、議案第84号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算（第2号）、議案第85号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上9議案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第86号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号につきましては討論を省略して採決します。この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤輝明君） 起立多数です。よって、議案第86号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第87号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号につきましては討論を省略して採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第88号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号につきましては討論を省略して採決します。この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤輝明君） 起立多数です。よって、議案第88号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第89号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

討論される方は壇上にてお願いします。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

17番 星野勇生君。

〔17番 星野勇生君 登壇〕

○17番（星野勇生君） 議案第89号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例に反対の意見をもって討論をいたします。

この条例でまず1点目、私は海津市の水道事業は、経営基盤を確立するため、有収率等改善策を確立し、住民への給水サービスの向上が水道行政の喫緊の課題であると認識いたしております。

さて、財政的な基盤が弱い本市の水道事業は、市町村合併という大きな潮流の中で、今回の条例改正について本会議初日の市長の提案理由の説明では経営のみの一体化が図られるものでありまして、施設の一体化の方針もなく、さらには水道事業の将来構想、事業の運営の指針となる基本計画も欠如しております。いわゆる単に料金の統一化のみであると思慮いた

しております。

また、さきに提出された資料等から判断いたしますと、給水原価と供給単価の格差は、経営の原則から是正することが急務であることは理解をいたしておりますが、反面、漏水対策と、人口5万人未満の全国平均84.4%よりも低い有収率の向上策、加えて高料金対策などの財政支援策、将来の安定供給につながる方針が非常に不透明であります。特に施設の改善なくして水道料金の改正は、利用者の生活に影響を与えることは必然的であります。したがって、水道料金を統一するのであるならば、改善計画の樹立と実施を図ることが必要不可欠であります。

2点目、条例の制定及び改廃の基本要素、これは原案策定に当たり関係法令との照査、法令審査を行って成案となるのではないのでしょうか。さて、議案第89号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例は、水道法に規定された事業計画書に基づく海津市水道事業の設置等に関する条例の給水区域に適用されておられません。成案になるまでの過程に瑕疵が見受けられます。これは現在、コンプライアンスという言葉が報道等で流されておりますが、法治国家である日本の法令遵守のコンプライアンスと判断をいたしております。よって、基本的要素が十分満たされていないと考察し、本案に反対をいたします。

議員各位には、法令遵守を基本に御賢察を賜り、御賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（近藤輝明君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

10番 飯田洋君。

〔10番 飯田洋君 登壇〕

○10番（飯田 洋君） 私は、議案第89号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例について賛成するものとして賛成の討論を行います。

本条例の改正につきましては、合併時の約束事でもあり、水道料金等審議会の答申を尊重し、また産業建設委員会においても十分に審査をいたしました。南濃地区の料金の値上げについて経過措置が必要との意見もありますが、既に3年間の猶予期間も過ぎ、この財政状況の厳しい中でもあり、不公平感を是正するため海津市内統一料金が望ましいと確信いたすものであり、よって本案に賛成するものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（近藤輝明君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） これで討論を終わります。

それでは、議案第89号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤輝明君） 起立多数です。よって、議案第89号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎認定第5号 平成18年度海津市一般会計決算の認定についてから認定第17号 平成18年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長（近藤輝明君） 続きまして、日程第16、認定第5号から日程第28、認定第17号までの13議案を一括議題とします。

さきに決算特別委員会に審査が付託してありますので、ただいまから決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

決算特別委員長 永田武秀君。

〔決算特別委員長 永田武秀君 登壇〕

○決算特別委員長（永田武秀君） 皆さん、おはようございます。

決算特別委員会に付託されました議案につきまして、委員会としての審査報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順で申し上げます。

認定第5号 平成18年度海津市一般会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第6号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第7号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第8号 平成18年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第9号 平成18年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第10号 平成18年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第11号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第12号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第13号 平成18年度海津市老人保健特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第14号 平成18年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第15号 平成18年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第16号 平成18年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第17号 平成18年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。

それでは、決算特別委員会での審査の経過を簡単に申し上げます。

12月18日と19日の2日間にわたりまして、提出されました各会計の決算書等の各書類によ

り慎重審査をいたしました。結果につきましては、ただいま御報告したとおりであります、すべての認定案件、全会一致で認定すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。以上でございます。

○議長（近藤輝明君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、委員長の報告に対する質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 10番 飯田洋君。

○10番（飯田 洋君） 今月の11日付の新聞紙上に教育委員会関係ですけれども、南濃町地内中学校統合基本計画の策定委託業務のことが載っておりましたんですが、18年度事業でありますので、当然決算特別委員会で質疑があり、やりとりがあったと思いますが、その内容、てんまつについて、もう少し詳しくお聞きをしたいと思いますのでお願いをいたします。

○議長（近藤輝明君） 決算特別委員長 永田武秀君。

○決算特別委員長（永田武秀君） いろいろ慎重審査して、いろんな意見が出ました。その中で、まず経過報告といいますか、執行側から説明があった内容を先に説明をさせていただきます。予算書で言いますと116ページでございますけれども205万8,000円、内容につきましては、南濃町地内中学校統合基本計画策定委託業務報告書でございます。それにつきまして、契約期間は平成18年12月22日から19年3月30日まで、これの発行部数は60部という説明がございました。その中で新聞報道では、3月30日までに成果品ができていなかったのではないかというような内容の報道がございました。私どももその新聞を読んでおりますので、できるだけその部分について慎重に審査をしたいということで、それに対していろんな意見が出ました。その中でまず説明がありましたのは、一応本は完成していたが、いわゆる中部、北部、あるいは南部の方に説明、表示する上においてかなりのずれがあったのでそれを修正しなければいけないということで、一応3月30日までは成果品が納入され、その検査をした後に、再度6月29日、議会の全員協議会に説明をした内容を議会の了解を得たということで、その部分についてさらに差しかえて、7月中旬にこの本が完成したというふうな説明を受けました。そしてそれにつきましては、配付先としては、市の教育委員会、あるいは監査役、教育委員さん、それから執行部、議会等に配付したという説明もございました。

それで、そういう流れの中で、私どもは18年度の決算の審査をいたしておりますので、それまでに成果品が納入されたかどうかということが一番のポイントだということで、再度教育長初め会計管理者にもお尋ねをいたしました。会計管理者にその成果品を確認されましたかということをお尋ねしましたら、成果品は確認していないけれども、書類上そうなっていたので支出をしたというふうな御説明がございました。

さらに、教育委員会の教育長初め関係者にお尋ねしました。3月に納品された成果品はあ

るのかということをお尋ねしましたら、ありますという回答でございました。

さらに、それについて60部という部数はあるのかという質問も出まして、それもあるというふうに確認をいたしました。

ただし、私ども決算特別委員会といたしましては、そういった教育委員会の報告、言葉を信じて、決算特別委員会としてはそれ以上、委員会として調査をする範囲ではないということで、その報告をもって、きちっと成果品が3月30日までに納品されて、さらにまた7月中旬に再度製本されて議会に配られたものが作成されたというふうに認定をいたしまして、これについてはきちっと処理をされておるといような報告で、そのように解釈をして認定をいたしましたことを報告させていただきます。以上です。

○議長（近藤輝明君） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 特別委員の皆さん、御苦労さまでございましたが、今回のそれぞれの決算において不納欠損処理がなされておりますが、その中で時効成立の確認作業が行われていたのかどうか。

それから、もしかして積み残しはなかったかどうか、そんなところはどのような審査をされたか、教えていただきたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 決算特別委員長 永田武秀君。

○決算特別委員長（永田武秀君） 時効の確認につきましては、各決算ごとに、具体的に一つ一つは確認をいたしておりません。ただ、私の記憶では、一部のものについては時効についての質問もありまして、それはそのように報告の中では確認されておるといようなことでございましたけれども、全部が全部一つ一つ、不納欠損についてのそういった細かい質疑まではいたしておりません。

それから積み残しというのは、要するに不納欠損の積み残しという意味でしょうか。それにつきましては、正直申し上げまして、どこまでが不納欠損の限界であるかないかということについては、申しわけございませんけれども、決算特別委員会としてはそこまで詳しく審査をしていないということだけ御報告申し上げます。以上です。

○議長（近藤輝明君） 他にありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。認定第5号から認定第17号までの13議案について、討論を省略して一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第17号までの13議案につきましては、討論を省略し、一括して採決します。

お諮りします。認定第5号から認定第17号までの13議案につきましては、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号 平成18年度海津市一般会計決算の認定について、認定第6号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計決算の認定について、認定第7号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計決算の認定について、認定第8号 平成18年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定第9号 平成18年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定第10号 平成18年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について、認定第11号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、認定第12号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定第13号 平成18年度海津市老人保健特別会計決算の認定について、認定第14号 平成18年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定第15号 平成18年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について、認定第16号 平成18年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定第17号 平成18年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、以上の13議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

◎請願第1号 「最低保障年金制度創設の意見書」を国に提出を求める請願について

○議長（近藤輝明君） 続きまして日程第29、請願第1号 「最低保障年金制度創設の意見書」を国に提出を求める請願についてを議題とします。

さきに文教福祉委員会に審査が付託してありますので、文教福祉委員長から請願審査の結果の報告を求めます。

文教福祉委員長 森昇君。

〔文教福祉委員長 森昇君 登壇〕

○文教福祉委員長（森 昇君） 日程第29、請願第1号についての審査意見報告をさせていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第134条第1項の規定により報告します。

記、受理番号、No.1、受理年月日、平成19年11月22日、件名、「最低保障年金制度創設の意見書」を国に提出を求める請願、請願者住所、岐阜県大垣市笠縫町5-4、教育会館内、

請願者氏名、全日本年金者組合西濃支部支部長 田中勝、紹介議員、堀田みつ子、委員会の意見、今回議会に提出された請願について、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、採択との結論に達しました。なお、本請願については全会一致で採択すべきものと決定したことをあわせて御報告いたします。審査結果、採択すべきもの。以上でございます。

○議長（近藤輝明君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、委員長の報告に対する質疑を許可します。

[発言する者なし]

○議長（近藤輝明君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。請願第1号について討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号につきましては、討論を省略して採決します。

お諮りします。請願第1号につきましては、委員長の報告のとおり採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号 「最低保障年金制度創設の意見書」を国に提出を求める請願については、委員長報告のとおり採決することに決定いたしました。

ここで、意見書2件の提出がありました。最低保障年金制度創設の意見書についてと原爆症認定制度に関する意見書についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、最低保障年金制度創設の意見書についてを追加日程第1とし、原爆症認定制度に関する意見書についてを追加日程第2として、直ちに議題とします。

ここで追加議事日程、意見書を配付します。

[追加議案の配付]

---

◎発議第6号 最低保障年金制度創設の意見書について

○議長（近藤輝明君） それでは、追加日程第1、発議第6号 最低保障年金制度創設の意見書についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

提出者、5番 森昇君。

〔5番 森昇君 登壇〕

○5番（森 昇君） それでは、発議第6号の提案説明をさせていただきます。

発議第6号、平成19年12月21日、海津市議会議長 近藤輝明様。提出者、海津市議会議員 森昇、賛成者、海津市議会議員 西脇幸雄、賛成者、海津市議会議員 福井恭平。

最低保障年金制度創設の意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

最低保障年金制度創設の意見書。

昨今、相次ぐ社会保障・福祉の切り下げ、公的年金等控除の縮小、老年者控除・定率減税の廃止などによる増税及び医療・介護の負担増と、加えて今年度の住民税の増税によって、高齢者の暮らし向きは、根底から揺さぶられています。とりわけ全国で100万人になると見られる無年金者・低年金者は塗炭の苦しみに追いやられています。さらに、「消えた年金」問題は、国民に多大の衝撃を与え、年金制度に対する不安と不信はますます大きくなっています。

今年年金問題は焦眉の課題です。この問題では、既に国連の社会権規約委員会が、平成13年8月に日本政府に対して「国民年金制度の中に最低年金を導入すること」を勧告しております。また、国内では、平成17年7月に指定都市市長会が、「無拠出で受給条件を一定年齢の到達とする最低保障年金制度を創設すること」を提案しました。さらに、平成18年11月には、全国市長会が「将来に向けて持続可能な年金制度とするため、そのあり方について、最低保障年金を含め、国民的な議論を行い、適切な見直しを行うこと」という要望書を国に提出しております。

今、国民の大多数が老後の生活に大きな不安を抱いております。「最低保障年金制度の創設」は、緊急の課題となっており、多くの人々が切望しているところです。

1. 最低保障年金制度を創設することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月21日、岐阜県海津市議会議長 近藤輝明。

厚生労働大臣 舛添要一様。

以上でございます。

○議長（近藤輝明君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。発議第6号について、討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号につきましては、討論を省略して採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号 最低保障年金制度創設の意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

この意見書は、厚生労働大臣に送付いたします。

---

◎発議第7号 原爆症認定制度に関する意見書について

○議長（近藤輝明君） 続きまして追加日程第2、発議第7号 原爆症認定制度に関する意見書についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

提出者、5番 森昇君。

〔5番 森昇君 登壇〕

○5番（森 昇君） 発議第7号、平成19年12月21日、海津市議会議長 近藤輝明様。提出者、海津市議会議員 森昇、賛成者、海津市議会議員 堀田みつ子、賛成者、海津市議会議員 服部寿。

原爆症認定制度に関する意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

それでは、提案説明を申し上げます。

原爆症認定制度に関する意見書。

昭和20年8月、人類史上体験したことのない原子爆弾が広島、長崎の両市に投下され、多くのとうとい命が一瞬にして奪われた。さらに、一命を取りとめた被爆者も後遺症や健康不安を初め、多くの苦難と向き合っている。

原爆被爆者に対する援護措置は、昭和32年に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」、昭和43年に「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」が制定、施行された。また、この二法を基本的に一元化した「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が平成6年に制定され、翌年に施行されているものの、国家補償と被爆者の実態に即した援護措置が十分に行われているとは言えない。

このような状況において、平成15年4月以降に全国各地で原爆症集団認定訴訟が起こされ、大阪、広島、名古屋、仙台、東京、熊本の6地方裁判所では、国側の敗訴という司法判決が示されたにもかかわらず、国は控訴するなど認定を拒んでいる。

また、原爆症認定基準については、今年8月に厚生労働大臣が見直す意向を明らかにして

いる。

よって、国におかれては、原爆被爆者の救済を図るため、下記の事項について、早急に実施されるよう強く要望する。

記1. 原爆症認定制度を被爆者の実態に即した制度に抜本的に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日、岐阜県海津市議会議長 近藤輝明。

厚生労働大臣 舩添要一様。

以上でございます。

○議長（近藤輝明君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 原爆症認定制度に関する意見書の中で、陳情書には1、2がありました。今回の意見書の作成に当たり一項目なくなっておりますが、その原因は何でしょうか。

二つ目のことでありますが、今回の原爆症認定制度を被爆者の実態に即した制度に抜本的に改正することとなっております。これは新聞記事でのことでありますので多少誤解を招くかもわかりませんが、昨日、平成19年12月19日、与党プロジェクトチームが取りまとめをいたしたと報道されております。その内容については、爆心地から約3.5キロ以内の直接被爆者ががんや白血病などの病気になった場合となっております。しかし、この以前に策定された法律については私自身が認識していないため、どういった意味があるのかわかりません。

それから、直接被爆者以外にも約100時間以内に爆心地から約2キロの区域内に入市、これは広島市、長崎市だろうと思いますが、入市したり、約100時間経過後でも1週間程度滞在したりした被爆者となっております。近く総理にも説明するやに書いてありますが、そのことを踏まえると、これは申しわけない言い方をするといかんかもわからんけど、意見書としては、せつかくお出しになっても非常に意味薄いものになるんじゃないか、これは私の判断であります。

意見書を出すことにとやかく申し上げるつもりはありませんが、以上のことをもって、一項目外してしまったら、目的はこちらにあったんじゃないかなと思いますので、審査の過程と、委員長独自の御判断のお答えでよろしゅうございますので、ちょうだいしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（近藤輝明君） 5番 森昇君。

○5番（森 昇君） いろいろ審査の過程ではそういう意見は出ませんでした。この内容を見させていただきまして、海津市でもそういう方がお見えになるということでございますので、そのことを重点に置いて意見書を出させていただくことにさせていただきました。以

上です。

○議長（近藤輝明君） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） こういった意見書ということには、私は全く進んで申し上げたいという気持ちでおりますが、今、委員長の報告の中で海津市内にも該当者があるというようなことを言われましたが、海津市へ移転されて住んでみえる方しかないと思うんですが、何名ぐらいあるのかということと、ぜひとも強力でこういったことを進めていていただきたい、皆さんの協力を得てと。悲惨な状況というのは、きょうここに大勢見えるが、私とほんの二、三人しか記憶にないと思いますが、まさに悲惨な、私は子供心で感じたことがございますが、自分たちがその立場になったらということと思うと目頭が熱くなる思いですので、ぜひ強力で進めていただきたい、要望していただきたいと思いますので、一言申し添えまして、市内の被爆者は何名ぐらいあるのか教えていただけませんか。

○議長（近藤輝明君） 5番 森昇君。

○5番（森 昇君） 人数までは確認しておりませんが、必ず見えるということをお聞きしております。以上でございます。

○議長（近藤輝明君） 他にありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。発議第7号について、討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号につきましては、討論を省略して採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号 原爆症認定制度に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

この意見書は、厚生労働大臣に送付いたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（近藤輝明君） 以上をもちまして、今定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。これをもって、平成19年海津市議会第4回定例会を閉会します。まことに御苦勞さまでございました。

(午前10時30分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成19年12月21日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員